

# 部活動に係る活動方針

滋賀県立長浜農業高等学校

## 1 基本方針

部活動は教育活動の一環として、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものとする。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとする。

## 2 活動時間・休養日

成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準に各部が設定をする。

### ☆ 活動時間

- ・平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。

### ☆ 休養日

- ・週1日以上設ける。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。

※ なお、大会等の日程の関係で、予定をしていた休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。

☆ 朝練習は原則行わない。

☆ 定期考査期間中の部活動については別記を適用する。

## 3 大会等の見直し

学校の部活動が参加する大会・試合・コンクール等（以下、「大会等」とする。）の全体像を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないように前もって年間計画をたて、生徒にも知らせるものとする。

## 4 体罰防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものである。したがって、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにする

## 5 熱中症防止対策

学校の教育活動を安全かつ効果的に行うために、顧問は安全指導と安全管理の両面から注意義務を払う。安全を最優先し、事故防止には万全を期す。また、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導をしていく。

## 6 その他

部費を徴収する場合は、学校徴収金の規定にのっとり適正に管理を行う。